

児童相談所開設後の区における児童相談の対応状況について

1 児童相談所における対応状況（令和3年4月～5月）

（1）相談受付状況

- ・新規相談受付後、児童虐待相談については、子ども家庭支援センターとともに全ケース漏れなくリスク評価し、対応機関を決定しています。これまで以上に迅速に、児童に必要な対応を開始しています。
- ・児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、弁護士、医師、保健師等がケースごとにチームを組み、児童の状況について専門性を踏まえて詳細に検討し、対応しています。

表1【相談受付件数】（件）（速報値）

| | | 4月 | 5月 |
|--------|-------|----|----|
| 相談受付件数 | | 94 | 76 |
| 内数 | 虐待 | 62 | 37 |
| | 非行 | 4 | 11 |
| | 愛の手帳等 | 16 | 18 |
| | その他 | 12 | 10 |

※相談受付件数は、児童相談所と子ども家庭支援センターによる対応機関決定後に児童相談所が受け付けた数値です。

※東京都からは、このほかに160件のケースを引継ぎ、対応を継続しています。

（2）一時保護の状況

- ・児童相談所内一時保護所は12人定員です。児童は、リビング、食堂等では集団で和やかに過ごしながら、個室では個人の時間を確保することができ、安心できる環境で生活しています。
- ・児童が抱える問題の早期解決を目指しながら、権利擁護に配慮し、個別ケースに応じて、通学、通院、外泊などを実施しています。

表2【港区児童の一時保護数】（人）（速報値）

| | 東京都からの引継ぎ | 4月 | 5月 |
|--------------------------------|-----------|----|----|
| 新規一時保護 | — | 7 | 5 |
| 児童相談所内一時保護所 | 2 | 8 | 7 |
| 一時保護委託（児童相談所内一時保護所以外への一時保護の委託） | 4 | 6 | 5 |
| 一時保護解除 | — | 6 | 1 |

※月内に一時保護所と一時保護委託で移動のあった児童は重複して計上しています。

(3) 社会的養護の施設等への措置状況

- ・児童や施設等への訪問、面会の機会を大切にし、家庭復帰等の計画に沿って対応しています。
- ・区内里親は、養育里親11家庭、養子縁組里親17家庭（5月末現在）です。児童相談所では、日常的に里親からの様々な相談に応じるほか、6月には区の児童相談所の説明会等を実施しました。

表3【措置児童数（5月末現在）】（人）

| | | |
|-----|--------|----|
| 児童数 | | 39 |
| 内数 | 児童養護施設 | 23 |
| | 乳児院 | 3 |
| | 里親等 | 8 |
| | その他 | 5 |

(4) 児童の権利擁護のための意見聴取等の取組

- ・児童の一時保護や施設入所等に当たっては、一人ひとりに子どもの権利を説明しています。
- ・一時保護中と施設等に措置中の児童に対し、第三者（アドボケイト）が個別に意見を聴取し、児童への対応に反映させています。
- ・一時保護所では、意見箱を常時活用するとともに、子ども会議を毎週開催し、児童の意見を聴取しています。また、年度内に一時保護所の第三者評価を実施します。

2 子ども家庭支援センターにおける対応状況（令和3年4月～5月）

(1) 相談支援係 相談受付状況

- ・虐待の相談受付後、児童相談所とともに、全ケースのリスク評価を実施し、対応機関を決定しています。
- ・相談支援係は、児童福祉法における市区町村子ども家庭総合支援拠点として、子どもと家庭への支援が必要なケースについて、家庭に寄り添いながら、対応しています。

表4【相談受付件数】（件）（速報値）

| | | 4月 | 5月 |
|--------|------|-----|-----|
| 相談受付件数 | | 154 | 152 |
| 内数 | 虐待 | 72 | 86 |
| | 養護相談 | 34 | 20 |
| | 育成相談 | 41 | 41 |
| | その他 | 7 | 5 |

(2) 家庭相談担当 相談受付状況

- ・家庭相談支援員を配置し、社会生活を営む上で、困難な問題を抱えている人の相談に応じ、必要な保護、援助を行っています。
- ・夫婦間のDVや離婚問題等、子どもと家庭が直面している様々な課題に対して、児童相談所や相談支援係と連携して支援しています。

表5【相談受付件数】(件) (速報値)

| 相談内容(主訴) | | 4月 | 5月 | |
|----------|------|-----|----|----|
| 人間関係 | 夫婦関係 | 22 | 21 | |
| | 内数 | 離婚 | 9 | 4 |
| | | DV | 10 | 12 |
| | | その他 | 3 | 5 |
| | 男女関係 | 0 | 0 | |
| | その他 | 2 | 5 | |
| 経済関係 | | 2 | 3 | |
| 医療(健康関係) | | 0 | 2 | |
| その他 | | 7 | 7 | |
| 計 | | 33 | 38 | |

(3) 施設入所

- ・母子生活支援施設メゾン・ド・あじさい(定員10世帯)では、入所した母子の保護及び生活・養育の支援を行っています。5月末現在で1世帯が入所しています。

3 港区児童福祉審議会の開催状況(令和3年4月~7月)

- ・港区児童福祉審議会は、学識経験者など、12人の委員で組織しています。
- ・保育所の設置認可や里親の認定などを調査審議するため、港区児童福祉審議会に、3つの部会を設置しています。

表6【港区児童福祉審議会の開催状況】

| 会議名 | | 回数 | 開催月 |
|-----------|---------------|----|-----|
| 港区児童福祉審議会 | | 1 | 4月 |
| 部会 | 保育部会 | 1 | 7月 |
| | 里親・子どもの権利擁護部会 | 1 | 6月 |
| | 児童虐待死亡事例等検証部会 | 0 | - |